

事業者向け説明資料

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



でんさいキャラクター「でんさい犬」
（「電（でん）子記録債権（さいけん）」が由来）

はじめに（手形・小切手の全面的な電子化について）

政府が「**約束手形・小切手の利用廃止**」の方針を示すなど、手形・小切手の全面的な電子化は待ったなしの状況

- 2021年【成長戦略実行計画】

→「5年後(2026年)を目途に約束手形の利用廃止に向けた取組み促進と小切手の全面的な電子化を図る」ことが明記

- 2023年【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画】

→ 約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う



全銀協とでんさいネット制作の
全面的な電子化に関する周知チラシ

2021年 金融界における【手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画】

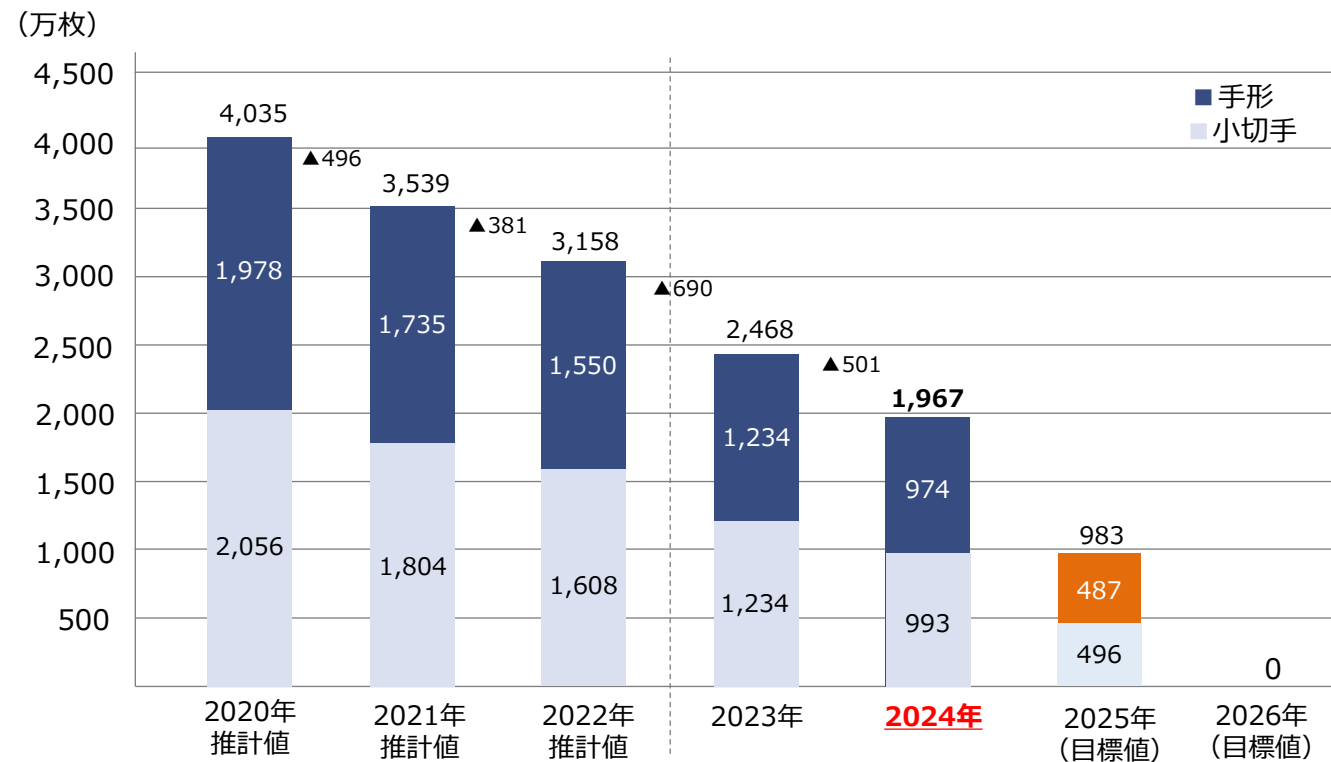
2026年度末までに電子交換所における全ての手形・小切手の交換枚数をゼロにする

紙の手形・小切手の**全面的な電子化の期限**まで**残りわずか**

はじめに（手形・小切手の全面的な電子化について）

足元の手形・小切手の交換枚数の状況

- 手形・小切手等の交換枚数はピーク時の約4億枚（1979年）から大幅に減少（2024年比で20分の1）
- 電子交換所における2024年の交換枚数は1,967万枚（手形974万枚+小切手993万枚）。2026年度末までにゼロにするためには、**毎年984万枚（手形487万枚+小切手497枚）減らしていく必要。**



※2020年～2022年推計値は、各年の全国手形交換枚数（2020年:4,091万枚、2021年:3,588万枚、2022年:3,203万枚）2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%））、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

（「手形・小切手の全面的な電子化セミナー『でんさい基礎編』 全銀協説明資料から抜粋）

はじめに（手形・小切手の全面的な電子化について）

2025年3月に全国銀行協会は抜本的な取組みを公表

※2025年3月26日全国銀行協会公表

<抜本的な取組み>

■ 2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する(※)

- ・手形・小切手の取扱いを継続する場合、電子交換所を介さない郵送等による相対決済（個別取立等）を行う必要がある
- ・電子交換所における取引停止処分制度が利用できなくなる。但し、同様の制度はでんさいにて利用可能

※2027年度初から手形・小切手が使用できなくなるものではありません。ただし、2027年度初からは電子交換所を介さない決済となることから、各金融機関において郵送等による相対決済（個別取立等）を行う必要があるため、金融機関の判断により、手形・小切手の取扱い等が変更となる可能性があります。

<その他の取組み>

■ 電子交換所システムの更改は行わない（保守期限は2029年6月、保守延長は2031年6月まで可能*）

- ・手形・小切手以外の証券類に関しても、電子交換所を介した金融機関間の資金決済が出来なくなるため、各証券の特性に応じ、郵送等の代替手段による決済を行う必要がある *保守延長の要否は別途、代替手段への移行状況を調査し判断

はじめに（手形・小切手の全面的な電子化について）

手形・小切手の電子化の方法

- 紙の手形は、でんさい等の電子的決済サービス、紙の小切手はインターネットバンキング等での振込に切替える必要がある（小切手からでんさい等の電子的決済サービスに切替えることも可能）

手形（約束手形・為替手形）



でんさい等の
電子記録債権



小切手



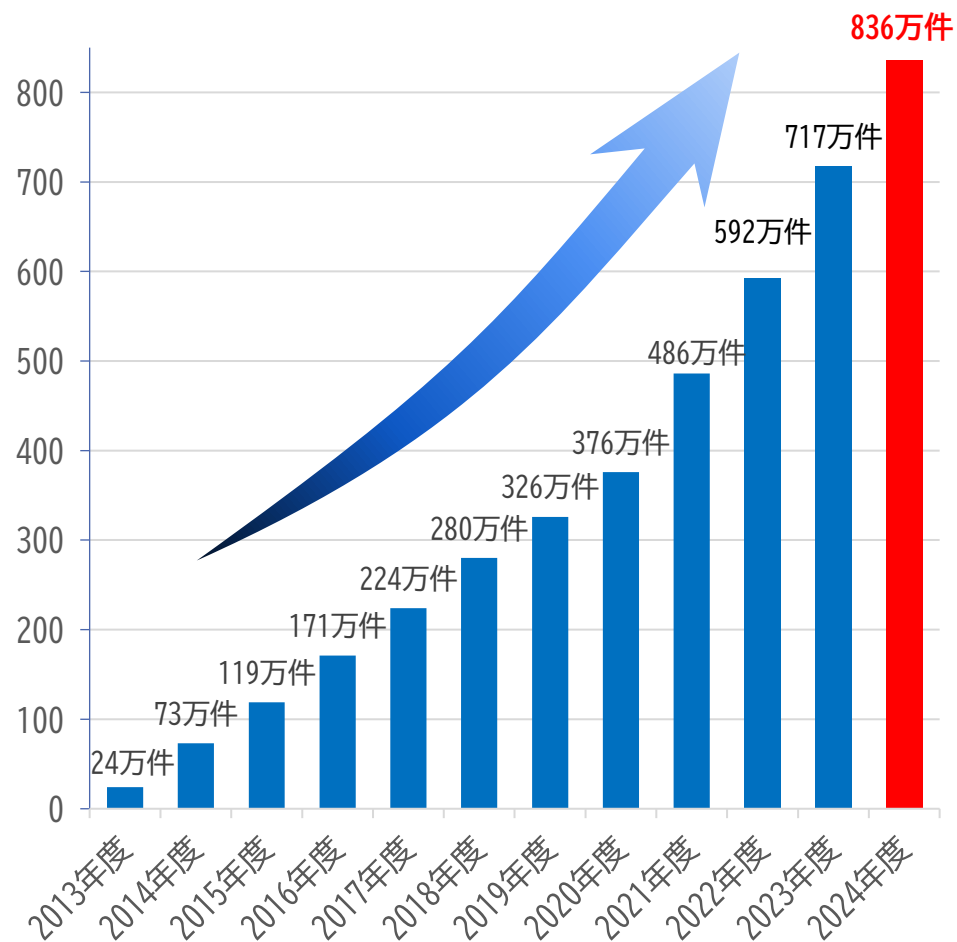
インターネットバンキング
(IB)による振込



1	でんさいの概要
2	ウェブサイトの活用
3	利用企業の事例紹介
4	でんさいネットの取組み
5	よくある質問

でんさいの普及状況(企業規模・業種別)

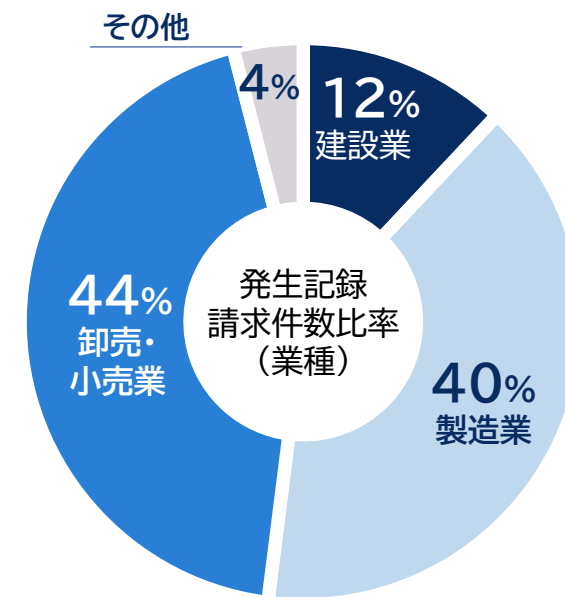
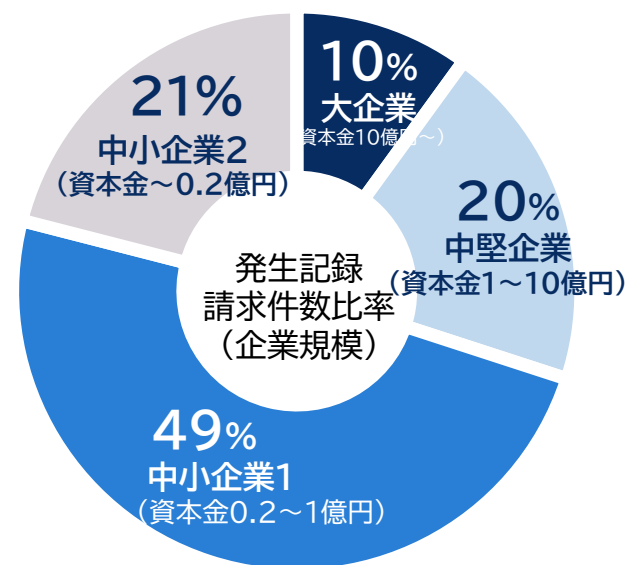
でんさいの発生記録請求件数の推移



でんさいの利用登録者数も

53万社を超え増加傾向にあり

企業規模・業種別の比率



2025年8月



POINT

2024年度の発生記録請求件数（手形でいう振出）は5年前（2019年度）よりも2.6倍に増加するなど、**多くの事業者さまにご利用**いただいている

でんさいとは

- でんさいネットが取り扱う電子記録債権を「**でんさい**」という。
- **でんさい**を利用するには取引金融機関への**利用申込みが必要**。
- 利用者番号は、事業者さまを特定する9桁の英数字(I(アイ)・O(オー)・Z(ゼット)を除く)で、**1つの法人につき1つ付与**。



POINT

複数金融機関ででんさいを利用されたい場合は、**金融機関ごとに利用申込みが必要**

でんさいネットとは

- **一般社団法人全国銀行協会が100%出資**し設立した、電子債権記録機関※「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称。

※電子債権記録機関は、記録原簿を備え、利用者の請求にもとづき電子記録や債権内容の開示を行うこと等を主業務とする電子記録債権の「登記所」のような存在。主務大臣の指定を受けた専門の株式会社。

でんさいとは（でんさいの特長）

でんさいの特長

1. 手形と同様の利用方法を採用

- 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、**現行の手形と同様の利用方法を採用**
- 手形の取引停止処分制度※と類似の制度を整備

※2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換が廃止される。これに伴い、**取引停止処分制度が利用できなくなる予定**。但し、同様の制度はでんさいにて利用可能

2. 全国の金融機関で利用可能

- 全国の銀行・信用金庫・信用組合等490の金融機関で利用が可能
- **基本的には相手先企業の取引金融機関を考慮する必要なし**

※一部の金融機関では取り扱いをしていない

3. 2つのアクセスチャネル

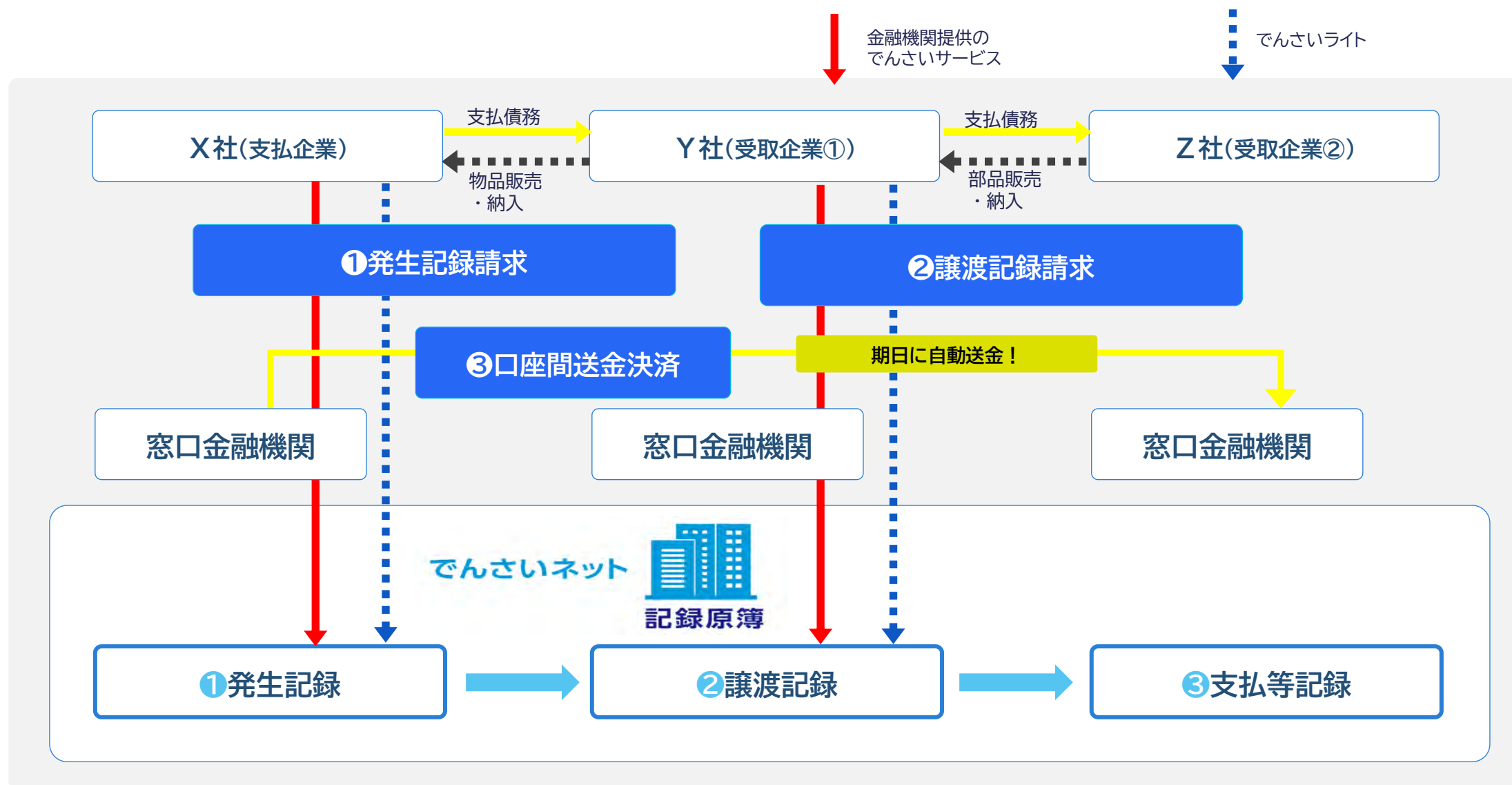
事業者さまのニーズ等に合致した**2つのでんさいサービス**をご提供

①金融機関が提供するインターネットバンキング等を通じたでんさいサービス

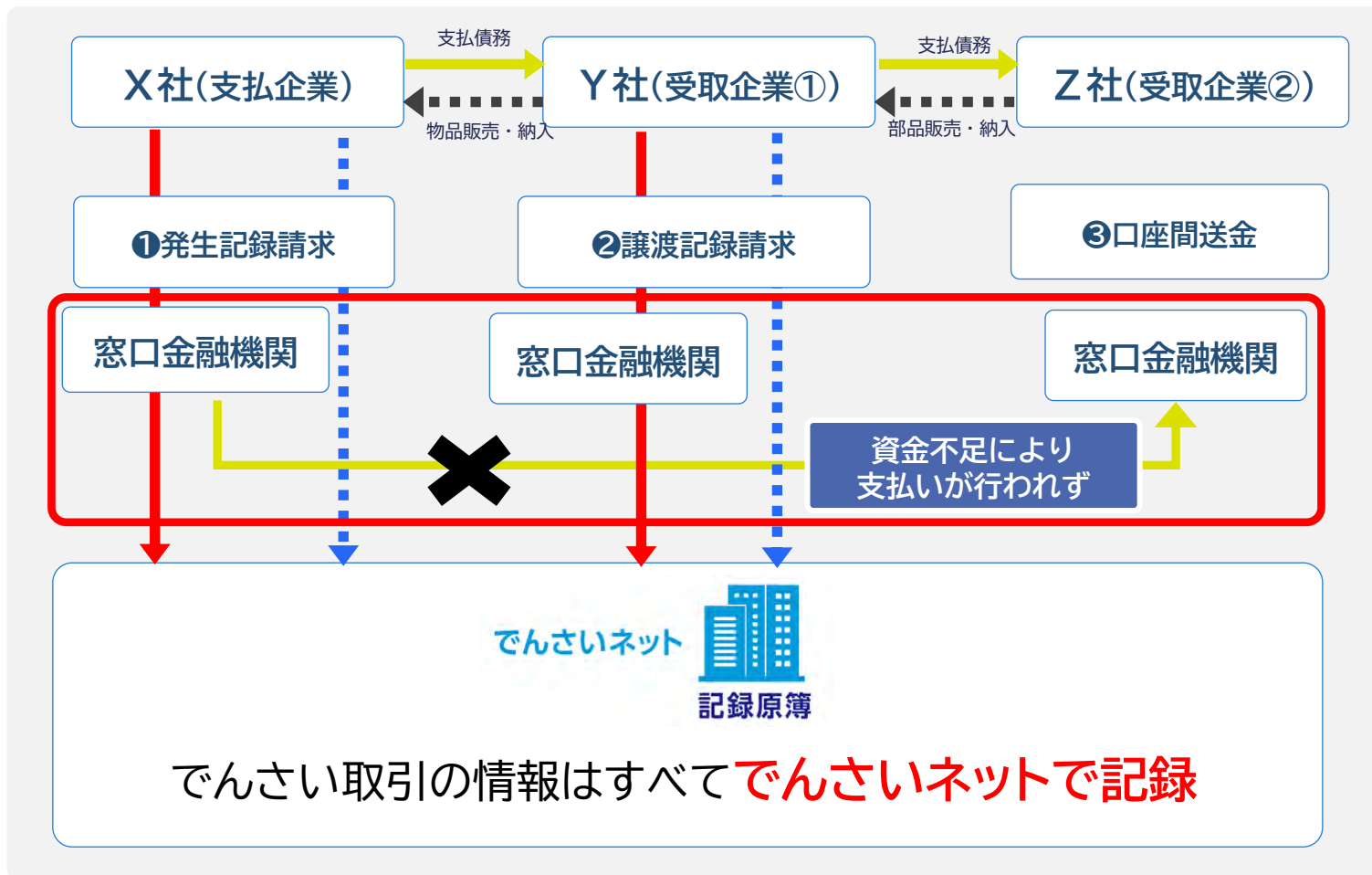
②でんさいネットが直接でんさいサービスをご提供(サービス名「でんさいライト」)

※「でんさいライト編」で詳しく説明

でんさいの取引イメージ



支払不能処分制度



資金不足などにより支払いが行われず、
6か月以内に2回目の支払不能が発生



- ・全ての参加金融機関に取引停止処分を通知
- ・取引停止処分として、

× 貸出取引

× でんさいの債務者としての利用

が **2** 年間停止



2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換が廃止されるため、取引停止処分制度が利用できなくなるが、**でんさいの「支払不能処分制度」は継続**

※支払不能が生じた旨は、支払期日の3銀行営業日後に通知される

（支払期日に口座間送金決済が行われなかった時点（支払不能通知前）で、支払履行遅滞となる）

※債権者が、支払を猶予した場合でも、その旨を事前に取引金融機関に届け出ないと支払不能となる

1 でんさいのメリット

でんさい4つのメリット

1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・郵送料等を削減

2. 事務負担軽減

手形への記入・押印、取立依頼等の事務負担を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能※
必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関ごとに取扱可否・審査基準・所要時間等が異なる。

1 メリット(①コスト削減)

手形とでんさいのコスト比較

【支払企業】

	手形	でんさい
変動費	手形用紙代	発生記録手数料 ※金融機関ごとに設定されている (数百円の例が多い)
	手形印紙税:非課税~20万円	-(不要)
	手形郵送料:590円(一般書留)	-(不要)
固定費	署名判印刷等	基本利用料(法人IB利用料) (でんさいライトについては不要)

【受取企業】

	手形	でんさい
変動費	取立手数料	入金手数料 ※金融機関ごとに設定されている (無料~数百円の例が多い)
	領収書印紙税:非課税~20万円	-(不要)
	領収書郵送料:110円(定形普通)	-(不要)
固定費	損害保険(紛失/盗難)等	基本利用料(法人IB利用料) (でんさいライトについては不要)

※各種手数料は金融機関ごとに異なる。弊社が設定しているものではないため、詳しくは取引金融機関に問い合わせをいただきたい。
ただし、でんさいライトの各種手数料はでんさいネットが一律に設定。詳しくは、でんさいライト特設ページでご確認をいただきたい。

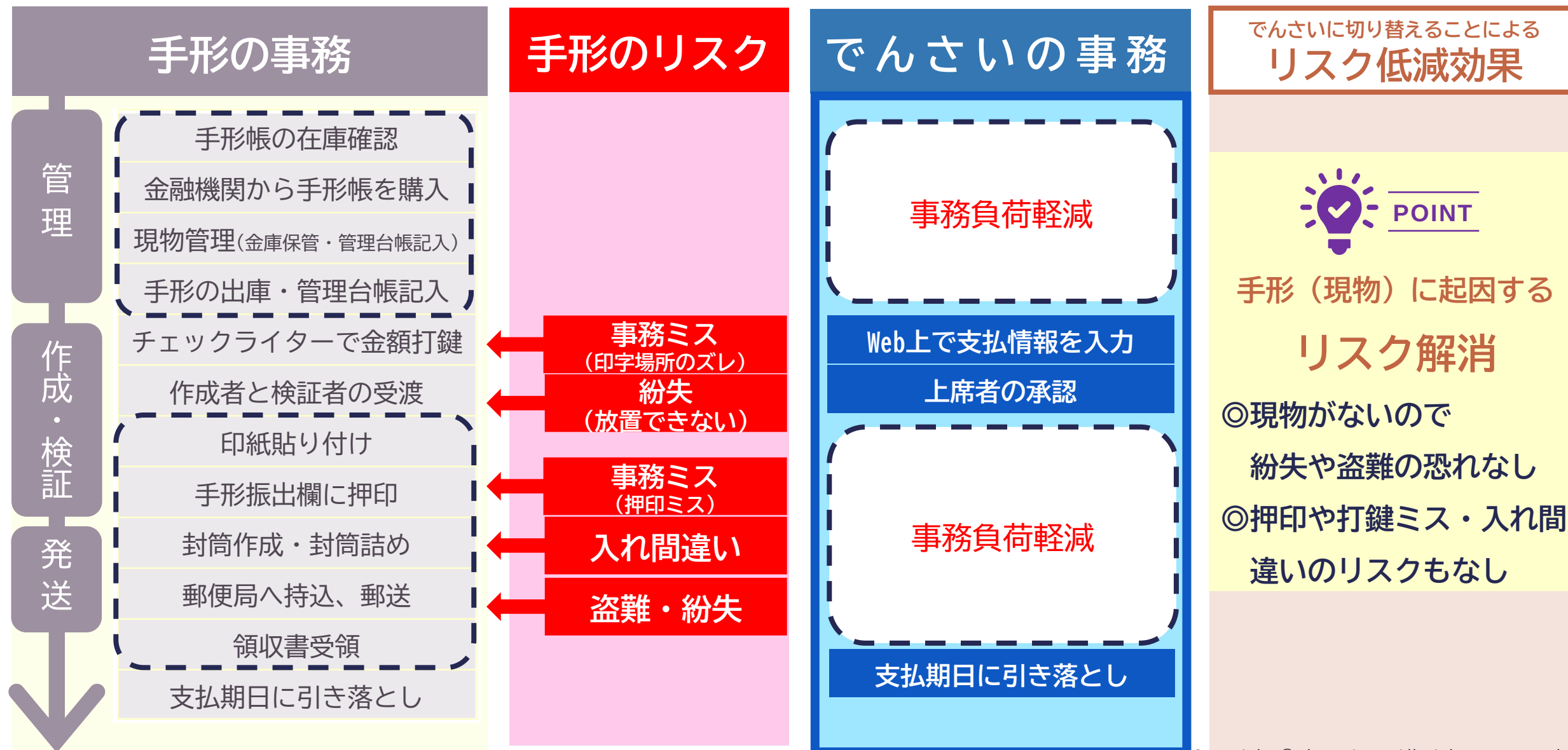


POINT

Web画面を通じて支払を確認できるため、当事者間の合意により領収書を不要とすることが可能
また、領収書を発行する場合も、でんさいで受領したことを記入すれば非課税

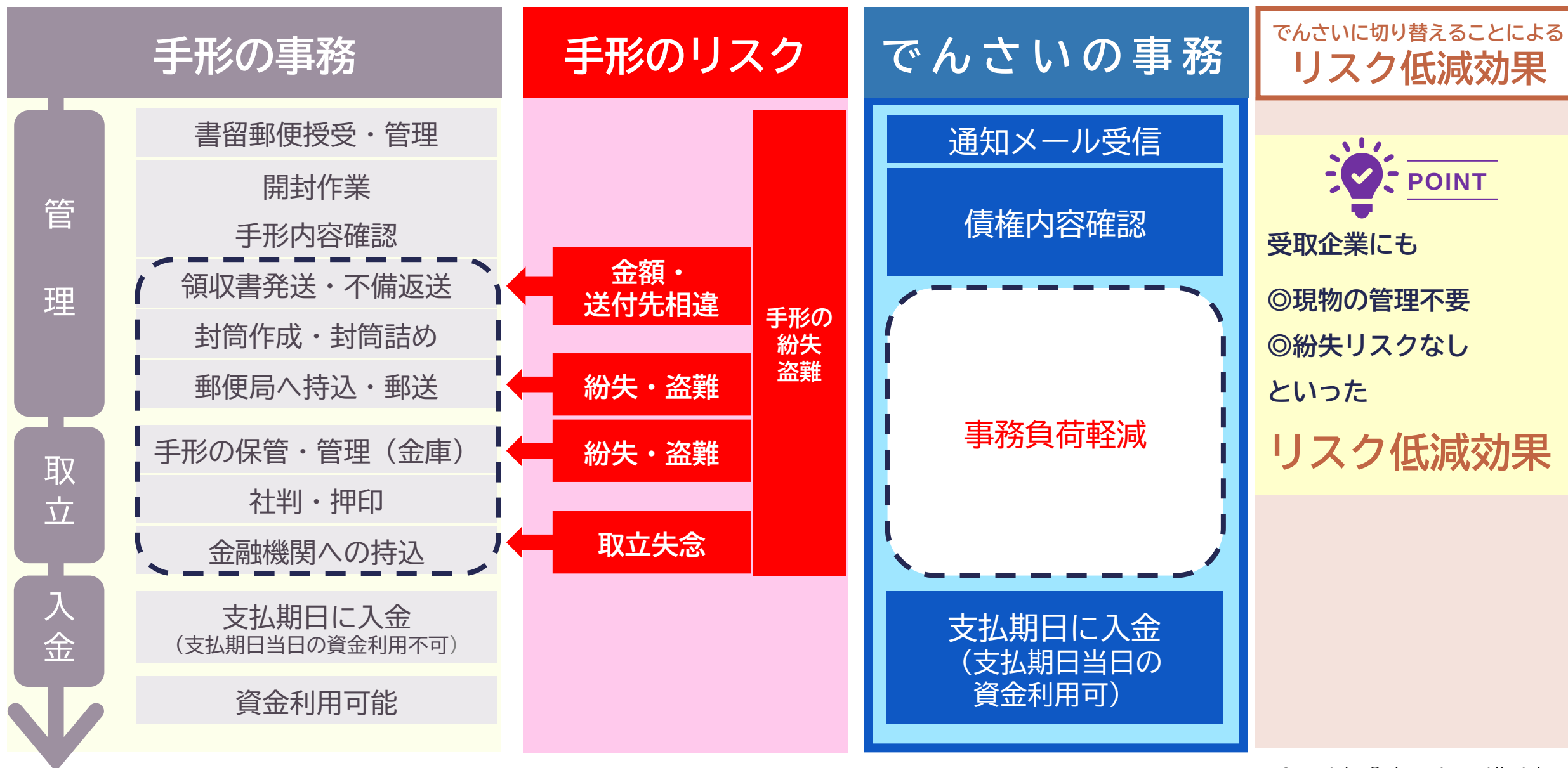
メリット(<支払企業> ②事務負担軽減、③リスク低減)

支払企業の事務等



メリット(<受取企業> ②事務負担軽減、③リスク低減)

受取企業の事務等



1 メリット(③リスク低減)

でんさいの安全対策



POINT

でんさいネットは、2013年の開業以来、不正取引やシステムが停止するといった事象の発生はなし

制度面	・金融機関において、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認(本人確認)を実施。 ・詐欺等が生じた場合、記録された取引内容から相手先や流通経路の追跡が可能。
運用面	・でんさいを発生(振出)または譲渡してから口座間送金決済が行われるまで、一定期間を要する(資金を即時に持ち逃げすることはできない)。 ・でんさいの発生(振出)または譲渡等の結果は、電子メール等で事前に通知される(資金決済される前に確認・停止することが可能)。
システム面	・公益財団法人金融情報システムセンターが策定した、「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準」に準拠して、システム(記録原簿)を構築・運営。
災害対策	・災害等が発生した場合には、バックアップセンター(システム)で業務を継続。

※事業者さまにおけるセキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの導入等)も重要。

資金繰り円滑化

- **支払期日当日に入金が完了**し、入金時点から資金利用が可能。
- 手形と同様に支払期日前に譲渡・割引ができ、担保として活用することも可能。
※金融機関で、取扱可否・審査基準・所要時間等が異なる。
- **受取企業は必要な資金の分だけ分割**して資金化することが可能（支払企業は手形の分割振出が不要）。
（でんさいの分割譲渡（例））

（例）資金繰りのため、700万円のでんさいの内300万円を分割・譲渡（割引）するケース



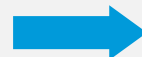
【事業者さま】

【でんさい情報(親債権)】

- ・記録番号: 001.....
- ・債権金額: 7,000,000円
⇒ 4,000,000円
- ・支払期日: 20XX年10月31日
- ・債務者情報: X社
- ・債権者情報: A社

取引金融機関への分割・譲渡により、
債権金額が700万円から400万円に

新たに記録番号が採番され、300万円の債権として取引金融機関に譲渡され資金化(割引)⇒残り400万円は支払期日に資金化



【でんさい情報(子債権)】

- ・記録番号: 002.....
- ・債権金額: 3,000,000円
- ・支払期日: 20XX年10月31日
- ・債務者情報: X社
- ・債権者情報: 取引金融機関
- ・保証人情報: A社

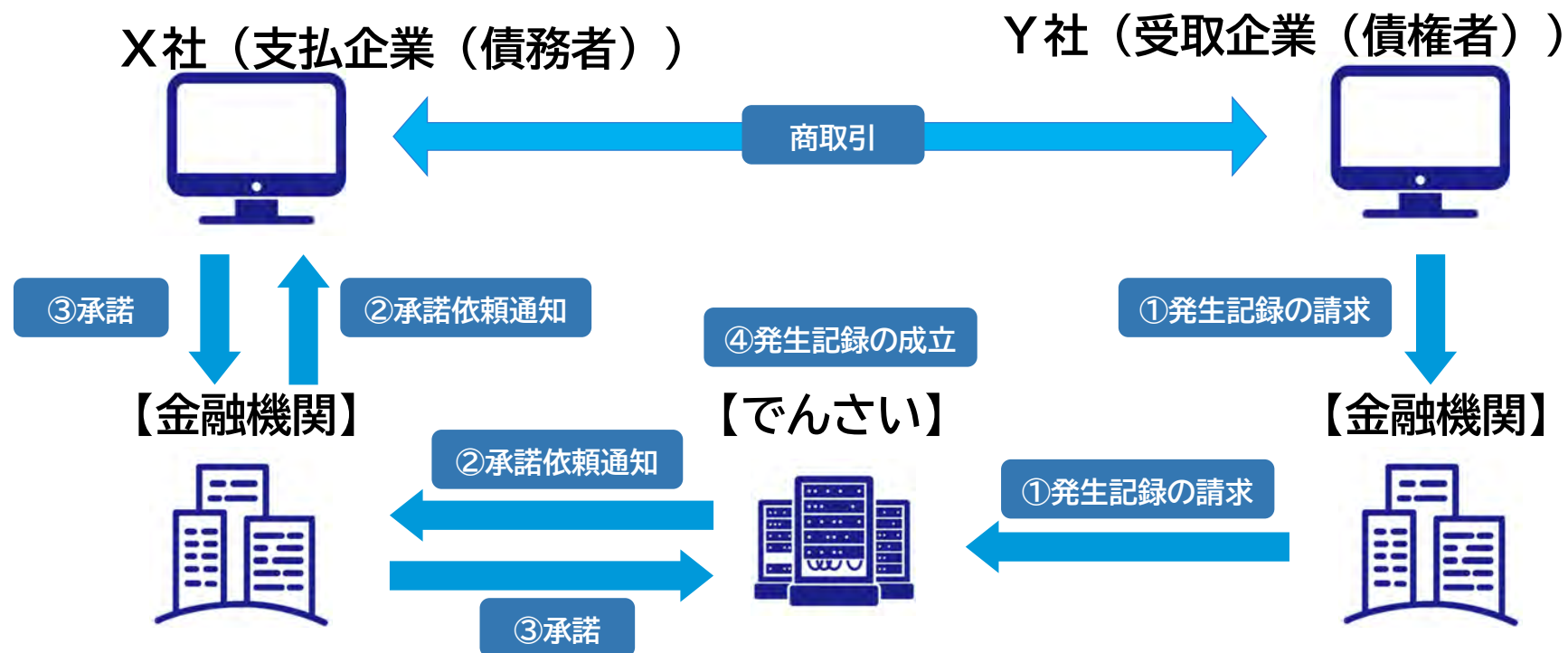


【取引金融機関】

でんさいの機能(債権者請求方式)

債権者請求方式

(「債権者請求方式」の取引イメージ)



否認または未承諾で5銀行営業日経過⇒発生記録不成立

- 債権者請求方式とは、でんさいの発生記録を債権者から請求し、債務者が承諾する方式。



POINT

◎支払企業は、でんさいの発生漏れを防ぐことが可能

◎受取企業は、自らでんさいの発生を管理できるため、消込負担がなくなる

請求者Ref.No (レフナンバー)

(でんさい情報の送信イメージ)



債権金額	10,000,000円
支払期日	20xx年9月30日
債務者情報	X社
債権者情報	Y社
Ref. No	40桁の英数字 (任意) → 請求書番号などを入力



- でんさいの発生・譲渡時には、**請求者Ref.No (レフナンバー)**として**任意の英数字 (40桁)**を入力することが可能。
- 請求書番号などを入力することで、**何の支払であるかの確認が容易に。**

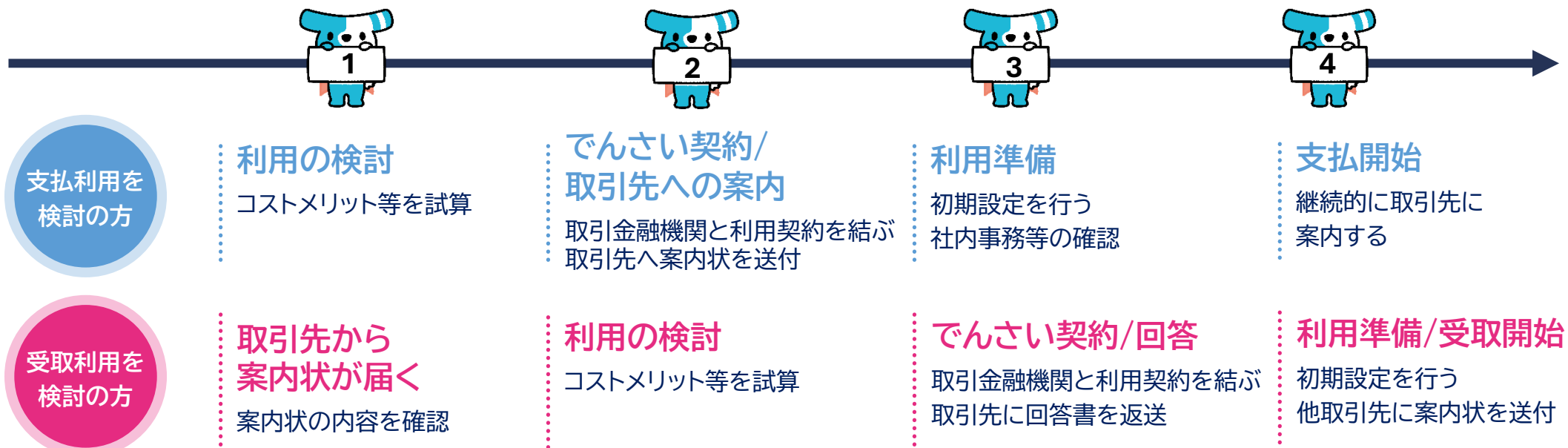


- ◎受取企業は、**請求書番号**が付随していることで、消込の効率化が可能
また、複数の商取引（請求書）を1つのでんさいで発生させた場合でも**消込に迷わない**
- ◎支払企業も、どの商取引の支払いであるか**簡単に確認が可能**

でんさいの利用までの流れ

- でんさいは支払利用、受取利用ともに簡単な4ステップで利用が可能。

でんさい利用開始までの主な流れ



POINT

でんさいの利用を検討する主なきっかけ

- ◎ 全面的な電子化の報道等を踏まえ、社内で導入の指示があった
- ◎ 取引先/取引金融機関からでんさいへの切替案内があった

でんさいの利用までの流れ

でんさいウェブサイト「ご検討からご利用開始まで」ページ

「ご検討からご利用開始まで」ページ

チェックリスト（詳細版）イメージ

でんさいのはじめ方を知ろう！

でんさいで支払いたい
支払利用の流れ

でんさいで受け取りたい
受取利用の流れ

でんさいの支払利用には、①「利用の検討」②「取引先への案内」③「利用準備」④「支払開始」の4つのステップがあります。
「支払利用に関するチェックリスト」を参考にしてみてください。

STEP 1 利用の検討

- ① でんさいに切り替えた際のコストメリットを試算しましょう
- ② 取引先がでんさいを利用しているか確認しましょう
- ③ でんさい（支払開始）までのスケジュールの立案や支払条件を検討しましょう
- ④ 社内事務・会計システムの確認をしましょう
- ⑤ 利用について社内決定をしましょう

STEP 2 取引先への案内

- ① 取引先にでんさい切替の案内状を送信しましょう
- ② 取引先からの回答を取りまとめましょう

STEP 3 利用準備

- ① 取引金融機関とでんさいの利用契約をしましょう
- ② でんさいを取り扱う権限者等を設定しましょう（初期設定）
- ③ 社内事務・会計システムの整備をしましょう

STEP 4 支払開始

- ① 本格的にでんさいでの支払を開始する前に、試しにグループ企業や親会社へ支払をしてみましょう。

チェック項目についてさらに詳しくまとめたPDFです！
支払利用に関するチェックリスト（詳細版）をダウンロード

【受取利用に関するチェックリスト】

でんさいの受取利用を始めるにあたり必要な作業の一環です。各項目の内容が完了したら、チェックをしましょう。

STEP 1 案内文書が届く

項目	作業内容	チェック
① 内容の確認	取引先からの案内文書の内容を確認しましょう。	☐

STEP 2 利用の検討

① コストメリットの試算	でんさいに切り替えた場合のコストメリットを試算しましょう。	☐
② 社内事務・会計システムの確認	社内事務・会計システムを確認しましょう。	☐
③ 社内決定	利用について社内決定をしましょう。	☐

STEP 3 でんさい契約・回答

④ でんさいの利用契約	取引金融機関とでんさいの利用契約をしましょう。	☐
⑤ 回答書の返送	取引先から届いた案内文書に回答しましょう。	☐

STEP 4 利用準備・受取開始

⑥ 初期設定	でんさいを取り扱う権限者等を設定しましょう。	☐
⑦ 社内事務・会計システムの確認	社内事務・会計システムを整備しましょう。	☐

【受取開始後】

⑧ 取引先への案内	でんさい受取を開始した旨を取引先へ案内しましょう。	☐
-----------	---------------------------	--------------------------

④ 社内決定

① 利用について社内決定をしましょう。

でんさいの移行によってコスト削減、事務効率化、リスク削減が図れる点などを挙げて、社内全体で意思を統一していくことが重要です。また、社内情報セキュリティなど、会社がでんさいを取り入れるメリットを予め共有することで、業務手順が変更となる部署等との調整がスムーズになります。

- でんさいの導入までの流れをフロー図で説明しており、全体像をイメージすることが可能。
- でんさいの導入にあたってやるべきこと、活用できるコンテンツ、留意点などを時系列で確認できる「チェックリスト（詳細版）」のダウンロードも可能。

でんさいウェブサイト
「ご検討からご利用開始まで」ページ



1

でんさいの概要

2

ウェブサイトの活用

3

利用企業の事例紹介

4

でんさいネットの取組み

5

よくある質問

「でんさいとは」 ページ

（画面イメージ）



- **でんさいのメリット**などを事例紹介を交えてわかりやすく紹介。
- 支払企業、受取企業どちらの事例も紹介。
- 「でんさいアカデミー」では、でんさいのリーフレットやチラシ等を紹介しており、**無償で配付**。
※送料もでんさいネットが負担
- でんさいに関する**動画**も掲載中であり、いつでも視聴が可能。

ダウンロードして使用いただくことも可能
でんさいアカデミーページ↓

<https://www.densai.net/about/academy/>



動画は
こちら
→



「導入サポート」ページ

（案内状サンプルの画面イメージ）

案内状サンプル

取引先に対し、でんさい切替の案内の際にご利用いただける案内状サンプルを用意しております。
事業者さまのご利用用途からお選びください。

支払利用 **受取利用**

支払方法変更に関する案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、「でんさい」への支払方法の変更について意向を確認するための案内状サンプルです。
※簡易版は、詳細版の内容を1枚に集約したものです。

【詳細版】ダウンロード **【簡易版】ダウンロード**

記入例はこちら

支払方法変更開始時期の案内状サンプル

案内状を送付した納入企業（債務者側）に対して「でんさい」へ

ダウンロード

支払方法変更に関する説明会の案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、支払企業主催の「でんさい」の支払方法変更に関する説明会の開催を案内するための案内状サンプルです。

ダウンロード

- 取引先に対し、でんさいへの切替を案内する際に便利な **「案内状サンプル」** を用意。
- ご利用用途に合わせたフォーマット（ワードファイル）をダウンロードし、記入例（PDFファイル）を参考に、**簡単に案内状を作成。**
- 同ページでは、案内状サンプルのほか今後開催予定のセミナー等も掲載。

案内状のサンプル（支払企業⇒受取企業）

支払方法変更に関する案内状サンプル【詳細版】（記入例／赤字箇所）
（支払企業⇒受取企業）

20XX年5月10日

お取引先 各位

株式会社大銀電気

「でんさい」による支払に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様への代金の支払について、約束手形および小切手を利用しておりましたが、政府における2026年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針等を受け、弊社においても20XX年8月以降、ご同意いただいたお取引先様との間のお取引について、「でんさい」による支払を開始させていただくことを予定しております。

※「でんさい」による支払条件については、別紙1「『でんさい』での支払条件について」をご参照ください。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や小切手等に代わる決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙2「でんさいについて」をご参照ください。

回答書のサンプル（受取企業⇒支払企業）

受取企業⇒支払企業 別紙3

20XX年5月29日

株式会社大銀電気 総務部 宛

貴社名	株式会社全銀製作所		
住所	東京都千代田区千代田12345		
ご担当課名	経理部	ご担当者名	山本
電話番号	03-1234-5678	FAX番号	03-1234-5678

「でんさい」の受取に関する回答書

1. 【○】 今後「でんさい」で受取るよう申請します。

利用者番号	0	1	2	3	4	A	B	C	D
決 済 口 座	金融機関名	全国銀行			金融機関コード	9	9	9	9
	支店名	東京支店			支店コード	0	0	1	
	口座種別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6
変更可能時期※	2	0	X	X	年		8	月	分

※「でんさい」を発生（手形でいう振出）する月。
後日、手形から「でんさい」への支払方法の変更開始時期等をご案内いたします。

「参加金融機関一覧(体験版)」ページ

(画面イメージ)



- でんさいのサービスを提供している金融機関一覧と操作体験版を掲載。
- **実際に取引金融機関の操作画面を確認いただけるので、**
でんさいの操作に不安をお持ちの事業者さまはぜひご利用いただきたい。



＜体験版を見る＞をクリックすれば、**金融機関が提供しているでんさいの操作画面の体験が可能※**
※金融機関によっては操作体験版を提供していない場合もあり

2 ウェブサイトの活用(コスト診断)

「コスト診断」ページ

(「かんたん版」の画面イメージ)

かんたんコスト診断 しっかりコスト診断

手形枚数選択 留意事項・算出条件はこちら

現在の御社の手形取扱いに近い枚数をご選択ください

支払手形 (月間) 0枚 10枚 30枚 50枚 100枚

取立手形 (月間) 0枚 10枚 30枚 50枚 100枚

裏書譲渡 (月間) 0枚 10枚 30枚 50枚 100枚

コスト診断結果 診断結果を印刷する

年間 53,040円 のコスト削減

手形のコスト 120,360円

でんさいのコスト 67,320円

約 44.1% 削減

コスト (年間)

①現在の自社の手形取扱い枚数を選択

②選択した手形枚数をでんさいに切替えた場合のコスト削減額が実額で画面下に表示される

- 手形からでんさいに切り替えた際のシミュレーションツールを2種類（「かんたん版」と「しっかり版」）を掲載。
- 「かんたん版」は3種類の手形取引について取扱枚数に近い選択肢を選ぶ（3クリック）だけでコスト削減額（概算）を算出、「しっかり版」は印紙税や郵送費などについて自社の金額を入力することで、詳細なコスト削減額の算出が可能。

※手数料は金融機関ごとに異なる。詳しくは取引金融機関に問い合わせいただきたい。

「お取引先でんさい利用状況検索サービス」ページ

（画面イメージ）

- **企業のでんさいの契約有無を確認できる**コンテンツ。
- 事業者さま自ら取引先の契約の有無を確認できるので、企業間における**調整の手間を省力化することが可能**。
- でんさい契約のある事業者さまの**利用者番号の確認も可能**（一部確認不可の企業等あり※1）。過去に取引金融機関ででんさいの契約をした可能性があり、今回、別の取引金融機関で新たにでんさいの利用申込みを予定されている事業者さまは、本コンテンツで**予め利用者番号をご確認**のうえ利用申込みをいただきたい※2。

※1 個人事業者、検索対象からの除外をでんさいネットに申し出ている法人およびでんさい契約を解約している元利用者は検索の対象外

※2 利用者番号は1法人につき1つで、複数の金融機関で利用する場合も同一の利用者番号を使用

【利用手順】

- ① 利用規約を確認。
- ② 法人名称を入力し登記住所（都道府県/市区町村）を選択（郵便番号を入力でも可）。
- ③ でんさいの利用契約があれば、法人名、登記住所、利用者番号等が表示。

1	でんさいの概要
2	ウェブサイトの活用
3	利用企業の事例紹介
4	でんさいネットの取組み
5	よくある質問



POINT

でんさい導入前と比べ、「コスト削減」「業務負担の軽減」といったでんさいの導入効果を実感している事業者さまが多数

導入企業名	導入効果
日ノ丸産業株式会社 様 (鳥取県) 事業内容 石油・ガス卸、建材卸等	- 支払側において印紙代等のコスト削減効果や現物管理のリスク低減効果を得られた。 - 導入時の検討事項として、会計システムへの対応や役員に対する決裁依頼方法が挙げたがいずれも解消可能であった。
株式会社長谷工コーポレーション 様 (東京都) 事業内容 建設・不動産・エンジニアリング等	- 手形発行事務・印紙代支払・現物管理といった負担を削減すべく、でんさいを導入。 - でんさい導入前から手形枚数は約8割、印紙代は約9割削減と、大幅な業務効率化を実現。 - テレワークで対応もできるため、コロナ禍でもメリットを実感。
株式会社グッデイ 様 (福岡県) 事業内容 ホームセンター	手形全廃を目指し、手形からでんさいへの本格的稼働を開始。 - でんさいに切り替えたことで、年間で約100人が1時間程度作業する事務量を削減し、とくに毎月2時間程かけていた上席者の押印作業を減らせた効果は大きい。
株式会社トキハ 様 (大分県) 事業内容 百貨店業	- でんさいに切り替わり手形発行枚数を減らしたことで、事務作業時間に加え手形作成ミスも減少。 取引金融機関の協力を得ながら取引先へ案内状を発送したことで、スムーズに切替作業を進めることができた。



POINT

自社だけでなく、取引先にもでんさい導入の効果があることが、自社での導入の決め手となった企業もあり

導入企業名	導入効果
株式会社熊谷組 様 (東京都) 事業内容 総合建設業	- 印紙代や手形発行費用等のコスト削減、手形の分割依頼が不要である点、取引先での紛失や取立忘れ等の対応が不要である点などを効果として実感。 - でんさい導入理由は、全銀行参加型ゆえに高い流通性が確保されており、全国的に裾野が広い取引先を持つ建設業にマッチしたため。
株式会社板通 様 (栃木県) 事業内容 塗料・めっき薬品等販売、建築塗装等	- 手形枚数は激減し、作業時間および備品（手形用紙・印紙等）管理等の時間やコストが大幅に削減。 - 経理部は他の業務に目を向けることが可能となった。 - でんさい・会計ソフトの活用により、これまで想定できなかった業務改善を実現。
ピーアンドエルジャパン株式会社 様 (宮城県) 事業内容 ペット用品の卸売、小売等	支払先からの依頼で、でんさいの利用を開始。 - セキュリティ面などのリスク低減効果を期待して、でんさいを利用。 - 手形の振出をすべてでんさいに切り替えたことで、事務作業が削減。 - インターネットバンキングと連携しているため、管理がしやすくなった。

「事例紹介」ページ

(画面イメージ)



中小企業の導入事例を**多数掲載中**

- 中小企業をはじめとするでんさい利用企業の**導入経緯**や**効果**などを掲載。
- でんさい導入検討中の事業者さまはぜひ参考にさせていただきたい。すでに利用されている事業者さまはウェブサイトへの掲載のご検討をいただきたい。

貴社情報やでんさい利用情報等の掲載で**PR効果**も (**掲載料無料**)

1	でんさいの概要
2	ウェブサイトの活用
3	利用企業の事例紹介
4	でんさいネットの取組み
5	よくある質問

4 オンラインセミナー

オンラインセミナー

【セミナーチラシサンプル】

- でんさいの基本的な仕組みや操作方法等について、でんさいネット職員が説明するオンラインセミナーを毎週開催中。
- 手形・小切手を利用中の事業者さまにおかれは、ぜひ本セミナーのご視聴を。

○申込みページ

[セミナー一覧](#) | [導入サポート](#) | [でんさいネット](#)



でんさいライトとは

インターネットバンキング（IB）契約がなくてもでんさいを利用できる基本手数料が不要なサービス。インターネットに接続できる環境があれば、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットを通じて、簡単にでんさいの利用が可能。

でんさいライトの3つのポイント



かんたん操作

スマホやタブレットを使ってより直感的に操作できるものとするほか、ご提供する機能・サービスを簡易に



インターネットバンキング契約は不要

インターネットバンキング契約は不要で、でんさいネットが提供する利用画面に直接アクセスして利用可能



安価な手数料

基本手数料などは不要で、サービスの利用1件ごとの手数料のみで利用が可能

- 専用アプリをインストールする必要なし。
- でんさいライトの利用開始には、口座を開設している取引金融機関への申込みが必要。（でんさいライト取扱い金融機関は「特設ページ」にて公表中）



	でんさいネットサービス (でんさいライトを除く)	でんさいライト
IB契約/基本手数料	(原則) 必要	不要
1件当たり手数料	金融機関が設定	手形に比べ抵抗感がない水準 でんさいネットが一律設定※
使用デバイス	主にパソコン	パソコン・スマホ・タブレット
債権金額の範囲	(原則) 1円以上100億円 未満	1円以上100万円以下 (債務者請求等1件当たり)

※発生記録手数料…264円 譲渡記録手数料…132円

詳しい料金はでんさいライト特設ページをご確認をいただきたい。
なお、資金決済や利用申込は取引金融機関で行う。

1	でんさいの概要
2	ウェブサイトの活用
3	利用企業の事例紹介
4	でんさいネットの取組み
5	よくある質問

5

よくある質問（改正下請法（取適法）とでんさい①）

改正下請法（取適法）とでんさい



改正下請法（以下「取適法」）が施行※されたら、でんさいは利用できなくなるの？

以下のとおり、引き続きでんさいの利用は可能です。



でんさいで支払う取引が

取適法の対象取引である

取適法の対象取引でない

製品や役務の受領日（納品日）から60日以内の支払期日までに
相手方に代金満額を金銭で着金するようでんさいを設定すれば、
利用可

利用可

※1 発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布。本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となる。本改正法は、令和8年1月1日から施行（公正取引委員会ウェブサイトから抜粋）

※2 取適法の詳細は、公正取引委員会のウェブサイト等をご参照ください。【公正取引委員会ウェブサイト】https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihhou.html
なお、でんさいネットにおいて、事業者間の取引が取適法の対象取引か否かについての判断およびシステム上の判別はできかねますので、ご了承ください。

5

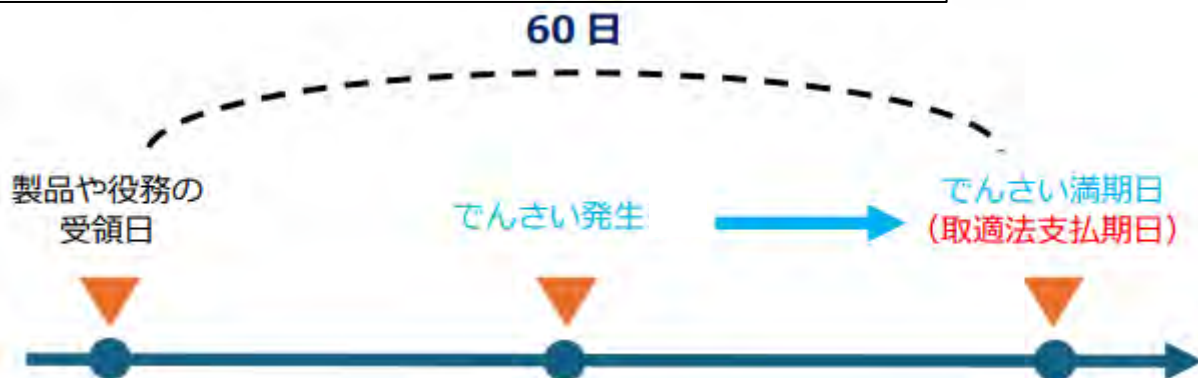
よくある質問（改正下請法（取適法）とでんさい②）

取適法対象取引におけるでんさいの満期日の設定

【取適法施行前（現行下請法対象取引の場合）の一例】



【取適法対象取引の場合（2026年1月1日以降）の一例】



取適法の対象取引ではない取引においては、左記のような満期日の設定はない



詳しくは、**公正取引委員会のウェブサイト**等で「中小受託取引適正化法（取適法）」のご確認をお願いいたします

よくある質問（小切手からの移行）

小切手のでんさい移行



自社が取扱っている小切手が今後どうなるの・・・？

商取引として取引先に小切手を受け渡している場合は、**全面的な電子化の対象※**



【事例】 自社が材料仕入れの対価として、取引先に小切手を振り出す

→**全面的な電子化の対象**となる

なお、当座預金からの現金の引き出しや、納税、振込、自社口座間の資金移動等による**払出伝票として利用している小切手の代替手段は金融機関によって異なる。詳しくは取引金融機関にお問い合わせをいただきたい**



POINT

でんさいまたはインターネットバンキングでの振込へ変更を

※「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画～約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～」(事務局：一般社団法人全国銀行協会)において、基本方針を「約束手形や小切手について、紙による決済をやめる観点から、電子的決済サービス(でんさいなどの電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込)への移行を強力に推進していくことで、産業界および金融界双方の事務負担・コスト削減やリスク軽減に寄与し、最終的に約束手形等の利用の廃止につなげる」としている。なお、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後(2026年)に約束手形の利用の廃止に向けて取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」などとされたことを踏まえ、全銀協が上記自主行動計画の策定に至る。

よくある質問（小切手からの移行）

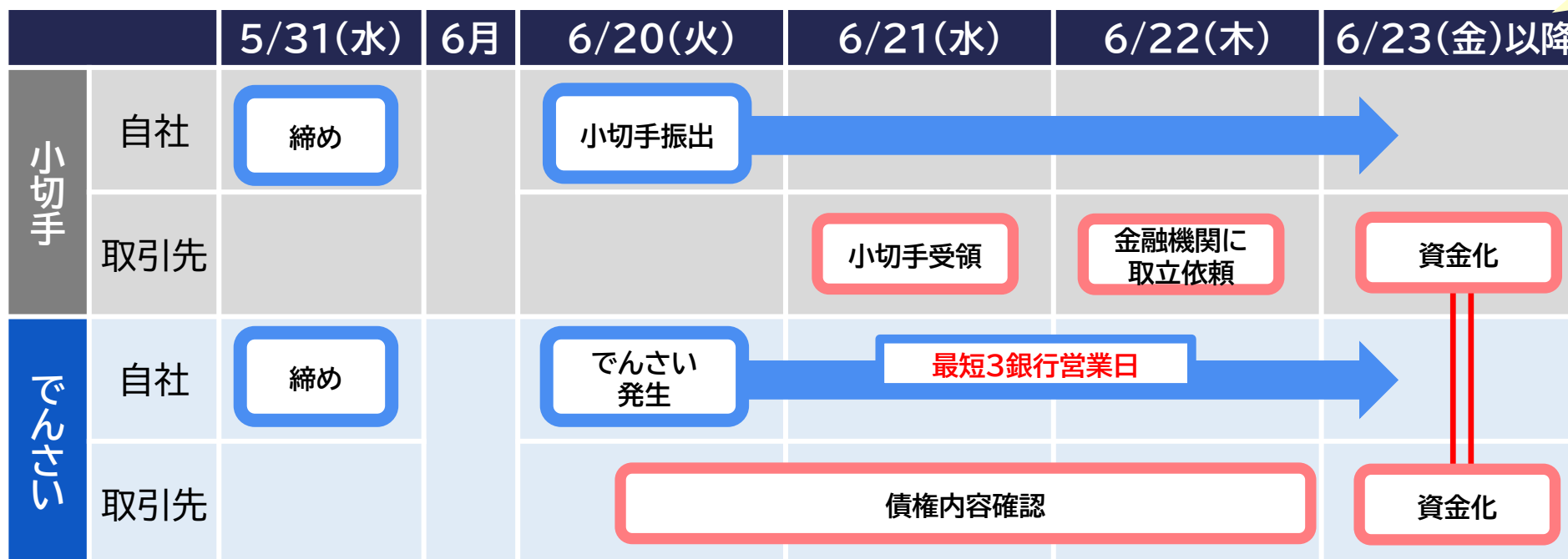
小切手からでんさいへの切替例



- ✓仕入資金の対価として、取引先に毎月小切手を振り出す
- ✓月末締め・翌月20日払い

青枠：自社（支払企業）、薄赤枠：取引先（受取企業）

小切手の利用状況によっては、以下のとおり、でんさいも小切手と変わらない日数での資金化（現金化）が可能



POINT

でんさいであれば、発生から支払期日まで原則最短 **3** 銀行営業日で資金化が可能

■ 利用開始に関する質問

質問	回答
複数の金融機関ででんさいを利用したい場合、それぞれの金融機関と契約が必要か？	複数の金融機関ででんさいを利用したい場合は、 金融機関ごとに利用契約 を締結する必要がある。なお、事業者さまを特定する 9桁の利用者番号は、1法人に対して1つ付与 されるので、複数の金融機関で利用される場合は、同一の利用者番号となる。受取利用・支払利用共に1つの利用者番号である。
でんさいを利用するにあたり、デメリット（懸念点）はあるか？	でんさいの利用に躊躇する理由として多いのは、①「取引先がでんさいを利用（契約を）していない」②「自社でインターネットバンキングの契約が負担」などである。①の対応については弊社のコンテンツの利用や取引先への継続的なご案内をお願いしており、②については、でんさいライト等のインターネットバンキング契約不要のでんさいサービスを提供している金融機関もあるので、取引金融機関に問い合わせいただきたい。
でんさいのサイトの条件を知りたい。	発生記録日から支払期日まで「 3銀行営業日 から10年」である。
「でんさい」と「手形」が併存した場合、管理が二重になり負担が増えないか？	手形からでんさいへの移行により、支払・受取ともに作業工程を大幅に削減することができ、「でんさい」と「手形」の取引が併存した場合であっても、 でんさいの切替件数に応じてトータルの事務負担は軽減 される。

■ 支払企業からの質問

質問	回答
取引先（受取企業）から手形を何枚かに分割してほしいと要望されるが、でんさいの場合はそのように複数発生（振出）させる必要はなくなるか？	でんさいには譲渡・割引時に、 必要な金額だけ分割可能である ので、発生（振出）の時点で複数に分ける必要はない。
自社がでんさいを発生（振出）させた後に誤りが判明した場合、どのような対応になるのか？	発生されたでんさいの内容に誤りがあった場合などは、 取消 や債権内容の 変更 が可能。ただし、いずれも対応期限や利害関係者の数によって、対応可否や対応方法が異なる。詳しくは、取引金融機関にお問い合わせいただきたい。
取引先（受取企業）がでんさいを利用していないが、でんさいで支払うことは可能か？	取引先がでんさいの利用契約をしていない場合は、でんさいで支払うことはできない。 でんさいで支払をするためには、支払側だけでなく、受取側（債権者、譲受人等）もでんさいの利用者になる必要がある。
でんさいの振出は当日でも可能か？	可能。ただし、金融機関によって当日の振出の操作に時限を設けているので、詳しくは取引金融機関に問い合わせいただきたい。

■ 受取企業からの質問

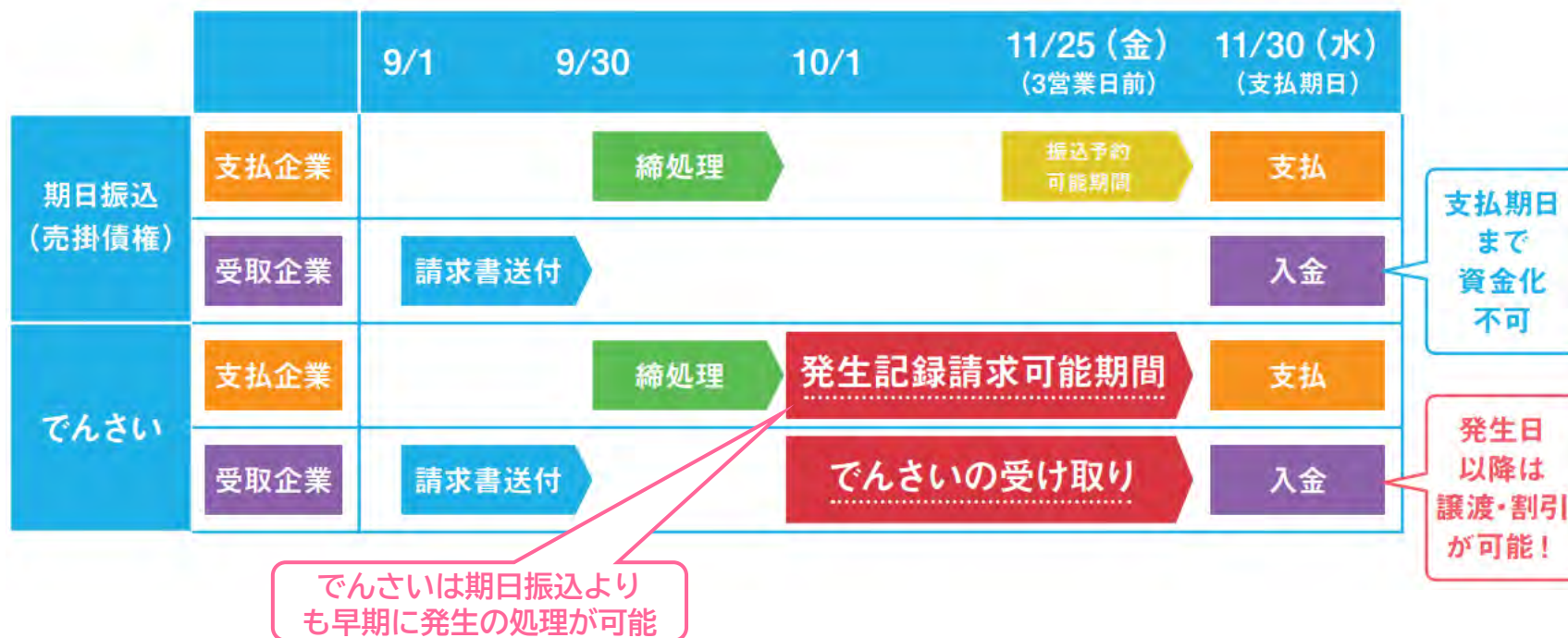
質問	回答
手形・小切手は交換日に資金が入金され受取企業の預金残高に反映されるが、実際に資金を利用できるのは翌銀行営業日以降である。でんさいは支払期日から資金を利用できるか？	でんさいの場合、受取企業は支払期日に入金されるので、入金の確認ができ次第資金の利用が可能。実際の入金時刻は、支払企業の資金準備状況や金融機関ごとに異なる。
今までは手形を割り引いて資金繰りを行っていたが、でんさいではどのように対応すれば良いのか？	手形と同様、でんさいも割引を行い、支払期日前に資金化することが可能である。詳しい取扱いについては取引金融機関へお問い合わせいただきたい。
A金融機関で受け取ったでんさいを、B金融機関で割引をすることはできるか？	金融機関によっては自金融機関で受け取ったでんさいのみを割引対象としている場合があるため、取引金融機関へお問い合わせいただきたい。
支払期日が土日祝日など銀行営業日以外の日の場合、どのような取扱いがされるか？	翌銀行営業日に入金される。

■ その他の質問（１／２）

質問	回答
でんさいの取引記録は何年間保存されるか？	電子記録債権法では、債権が消滅した場合はその日から５年間、消滅していない債権については支払期日または最後の電子記録がされた日から１０年間保存することとされている。でんさいネットでは、これらの規定および実務上の要請を踏まえて、債権記録について、債権が消滅した場合はその日から、債権が消滅していない場合は支払期日または最後の電子記録がされた日から １０年以上保存 している。
でんさいとファクタリングの違いは何か？	ファクタリングは、事業者さまが保持する売掛債権等を支払期日前に売却し、現金化するサービスである。一方、でんさいは支払・決済手段の一種で、手形的な利用ができる。
でんさいネットと他の電子債権記録機関の違いは何か？	でんさいネット以外にも、メガバンクの子会社等が電子債権記録機関として電子記録債権を提供している。 でんさいネットは、手形の仕組みをベースとした決済サービス で、全国の金融機関がでんさいを利用した割引等のサービスを提供している。一方、 メガバンクの子会社が運営している電子記録債権は、メガバンクにおける一括決済・一括ファクタリング等の代替サービス として提供している。 なお、でんさいネットと提携したメガバンクの電子債権記録機関（提携記録機関）の電子記録債権を「特定記録機関変更記録」によってでんさいネットに移動することも可能（ただし、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできず、移動する電子記録債権の債権者および債務者は、でんさいネットと提携記録機関の双方と利用契約を締結する必要がある）。

■ その他の質問（2／2）

質問	回答
期日振込とでんさいの違いは何か？	指定した期日（支払期日）に、支払先の口座（決済口座）に資金が振り込まれるという点では同様だが、以下の点が期日振込と異なる。 ・ 支払企業は早期にでんさいを発生させることが可能 ・ 支払企業が発生させたでんさいは、発生日以降、譲渡・割引が可能となり早期資金化を実現



「よくあるご質問」ページ

よくあるご質問

キーワードから探す

キーワードを入力

☒ 自然文検索 ☐ AND検索 ☐ OR検索
※スペースで区切って複数検索が可能です。

カテゴリで絞り込む

☐ でんさいについて	☐ 導入検討からご契約前まで	☐ ご契約後からご利用前まで
☐ でんさいで支払う・譲渡する	☐ でんさいを受け取る	☐ でんさいの資金を支払う・受け取る
☐ でんさいを便利に使う	☐ 困ったときは	☐ その他
☐ キャンペーンについて	☐ でんさいライト	

よく検索されるキーワード

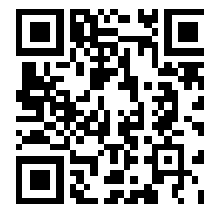
支払手数料はどちらが負担するか 譲渡 でんさいを始めたい。何からやれば良いのかわからない。 発生記録 利用料金

よくあるご質問ランキング

- これまでのセミナーやでんさいネットコールセンター等に寄せられた質問と回答をご紹介します。
- 「よくあるご質問」ページに各種FAQを掲載しているので参照いただきたい。



よくあるご質問
ページはこちら→



参考(でんさいネットSNSについて)

でんさいネット公式X (旧Twitter)

アクセス方法	プロフィール画面	投稿内容	二次元コード
(@densai_net)を Xで検索！		・基本的な仕組み ・便利なコンテンツ ・利用手順 等	

- でんさいネット SNS（X（旧Twitter）, YouTube）を通じて、でんさいの基本的な仕組み、ウェブサイト情報や過去のオンラインセミナー収録動画を発信。

でんさいネット公式YouTube

アクセス方法	プロフィール画面	動画内容	二次元コード
「でんさいネット」を YouTubeで検索！		オンラインセミナーの 収録動画等ででんさい導 入・拡大に役立つ情報	

フォロワーを募集中！
セミナー視聴後はぜひX（旧Twitter）の
フォローを！

